

## 第 26 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	専決処分 報 告	予 算	条 例	その他	計
件 数	2	1	3	2	8

#### (2) 議案の名称

##### <専決処分報告>

報告第 1 号 専決処分について（令和 3 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号））

報告第 2 号 専決処分について（尼崎市市税条例の一部を改正する条例）

##### <予算>

議案第 53 号 令和 3 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号）

##### <条例>

議案第 54 号 尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 55 号 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について

議案第 56 号 尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について

##### <その他>

議案第 57 号 権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）

議案第 58 号 事業契約の変更について（市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業）

### 2 その他の報告

#### (1) 尼崎市障害者計画の策定について

#### (2) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	1 件	60,500 円
------	-----	----------

その他の事故 2件 207,096円

第26回尼崎市議会定例会

# 議案説明資料



&lt;令和3年5月定例会&gt;

種 別	専決処分報告	番 号	報告第1号	所 管	各事業所管課
件 名	専決処分について（令和3年度尼崎市一般会計補正予算（第2号））				
内 容					
1 専決理由	<p>低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯等に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給するほか、兵庫県が行う営業時間の短縮要請に応じた店舗を運営する事業者等に対し、兵庫県と協調して新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給するにあたり、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものの。</p>				
2 専決処分日	令和3年4月22日				
3 補正予算の規模	(単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	212,941,596	764,553	213,706,149		
4 歳入歳出補正予算額	(単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	764,553	民生費	342,607	
			商工費	421,946	
	合 計	764,553	合 計	764,553	
5 補正予算の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている世帯に対する支援として、低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯等に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給するほか、兵庫県が行う営業時間の短縮要請に応じた店舗を運営する事業者等に対し、兵庫県と協調して新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給することに伴い補正を行う。費目別事業概要は別紙のとおり。</p>				

## 補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る補正予算 補正予算額 764,553千円

(1) 市民生活への支援の強化	補正予算額	342,607千円												
<p>・子育て世帯生活支援特別給付事業費</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている世帯に対する支援として、低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯等に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。</p> <p>対象者：① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者</p> <p>② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方</p> <p>③ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっている方</p> <p>給付額：児童1人当たり一律5万円</p>														
(2) 地域経済の活性化・地域の元気づくり	補正予算額	421,946千円												
<p>・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業費</p> <p>兵庫県が行う営業時間の短縮（休業含む）要請に応じた店舗を運営する事業者等に対し、兵庫県と協調して新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。</p> <p>支給額：① 3/22～4/4（14日間） 1日あたり4万円／店舗</p> <p>② 4/5～5/5（31日間） 1日あたり4～20万円／店舗</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">中小企業 ※前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定</td> <td style="text-align: center;">10万円以下の店舗</td> <td style="text-align: center;">4万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10～25万円の店舗</td> <td style="text-align: center;">売上高×0.4の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">25万円以上の店舗</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大企業</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円）※中小企業も選択可</td> </tr> </table> <p>費用負担割合：国：80% 県：20%×2/3 市：20%×1/3</p>			中小企業 ※前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定	10万円以下の店舗	4万円		10～25万円の店舗	売上高×0.4の額		25万円以上の店舗	10万円	大企業	1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円）※中小企業も選択可	
中小企業 ※前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定	10万円以下の店舗	4万円												
	10～25万円の店舗	売上高×0.4の額												
	25万円以上の店舗	10万円												
大企業	1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円）※中小企業も選択可													

## 費目別事業概要

**民生費** 342,607千円

子育て世帯生活支援特別給付事業費 342,607千円

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている世帯に対する支援として、低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯等に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

**商工費** 421,946千円

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業費 421,946千円

兵庫県が行う営業時間の短縮要請に応じた店舗を運営する事業者等に対し、兵庫県と協調して新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。

&lt;令和3年5月定例会&gt;

種 別	専決処分報告	番 号	報告第2号	所 管	税務管理課
件 名	専決処分について（尼崎市市税条例の一部を改正する条例）				
内 容					
1	<p>専決理由</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の一部が令和3年4月1日に施行されることに伴い、条例改正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもの。</p>				
2	<p>専決処分日</p> <p>令和3年3月31日</p>				
3	<p>主な専決内容</p> <p>(1) 令和3年度評価替えに伴う固定資産税・都市計画税に関する土地の負担調整措置の継続に係る次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>ア 据置年度（令和4年度及び令和5年度）の土地の評価額について、地価の下落に伴い修正することができる措置を継続する。</p> <p>イ 商業地等に係る令和3年度分から令和5年度分までの固定資産税・都市計画税について、税額負担の上限を評価額の70%とする措置を継続する。</p> <p>ウ 用途変更宅地等に係る令和3年度分から令和5年度分までの固定資産税・都市計画税の課税標準額の算出において、平均負担水準方式を適用しない措置を継続し、みなし方式の適用を継続する。</p> <p>(2) 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減措置について、適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p>				
4	<p>施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>				

尼崎市市税条例

改正後	現 行
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第61条の3 略</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項及び第5項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項及び第5項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車 100分の2</p> <p>附 則</p> <p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>1 1 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の同項に規定する修正価格(以下「修正価格」という。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>1 2 <u>令和4年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地(以下「<u>令和4年度適用土地</u>」という。)又は法附則第17条の2第1項の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地(<u>法附則第17条第7号に規定する類似土地をいう。</u>)が<u>令和4年度適用土地</u>であるものであって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第61条の3 略</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車 100分の2</p> <p>附 則</p> <p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>1 1 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和2年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の同項に規定する修正価格(以下「修正価格」という。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>1 2 <u>令和元年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地(以下「<u>令和元年度適用土地</u>」という。)又は法附則第17条の2第1項の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が<u>令和元年度適用土地</u>であるものであって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の</p>

する同年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

1.3 固定資産税の納税者は、その納付すべき令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に係る附則第11項の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について法第432条第1項の規定により審査の申出をする場合においては、当該土地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。

(商業地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

1.4 商業地等(法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。)のうち当該商業地等の当該年度の負担水準(法附則第17条第8号に規定する負担水準をいう。以下同じ。)が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条第5項に規定する商業地等調整固定資産税額とする。

(商業地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1.6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第25条第5項の規定により算定した税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税)

1.7 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び附則第25条の3の規定は、適用しない。この場合において、当該各年度分の固定資産税及び都市計画税については、地方税法等の一部を改正する法律(令和3

規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

1.3 固定資産税の納税者は、その納付すべき令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に係る附則第11項の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について法第432条第1項の規定により審査の申出をする場合においては、当該土地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。

(商業地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

1.4 商業地等(法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。)のうち当該商業地等の当該年度の負担水準(法附則第17条第8号に規定する負担水準をいう。以下同じ。)が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条第5項に規定する商業地等調整固定資産税額とする。

(商業地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1.6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第25条第5項の規定により算定した税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税)

1.7 平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3の規定及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。

年法律第7号) 附則第14条第2項から第5項  
までに定めるところによる。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

34 法第451条第1項第1号(同条第4項及び第5項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第37項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第60条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

34 法第451条第1項第1号(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第37項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第60条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

&lt;令和3年5月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第53号	所 管	各事業所管課																												
件 名	令和3年度尼崎市一般会計補正予算(第3号)																																
<b>内 容</b>																																	
1	<p>補正予算の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、介護施設等に対して生活空間等の区分けを行うゾーニング環境等の整備に必要な経費を補助するほか、新規感染者数の増に対応するため、人材派遣を活用し保健所の人員体制を強化するとともに、医療提供体制の充実を図ることを目的に、症状が改善したものの、引き続き医療支援が必要な高齢者等について、新型コロナウイルス感染症専用病床からの転院を促進するため、受入先の医療機関等へ協力金を支給する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策以外の補正予算では、今年度開催を予定している尼子騷兵衛展において文化芸術による地方創生等を目的とした補助金の内示等に伴い、実行委員会に対する負担金を増額するほか、次期焼却施設の整備として、クリーンセンター第3工場の解体及び跡地整備について債務負担行為の設定を行うことに伴い補正を行う。</p> <p>各事業の概要等は別紙のとおり。</p>																																
2	<p>補正予算の規模</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">213,706,149</td> <td style="text-align: center;">67,419</td> <td style="text-align: center;">213,773,568</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	213,706,149	67,419	213,773,568																						
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																															
213,706,149	67,419	213,773,568																															
3	<p>歳入歳出補正予算額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: center;">8,756</td> <td>総務費</td> <td style="text-align: center;">4,350</td> </tr> <tr> <td>県支出金</td> <td style="text-align: center;">60,369</td> <td>民生費</td> <td style="text-align: center;">37,500</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td style="text-align: center;">△5,006</td> <td>衛生費</td> <td style="text-align: center;">25,569</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td style="text-align: center;">3,300</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">67,419</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">67,419</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	国庫支出金	8,756	総務費	4,350	県支出金	60,369	民生費	37,500	繰入金	△5,006	衛生費	25,569	諸収入	3,300			合 計	67,419	合 計	67,419
歳 入		歳 出																															
款	補正予算額	款	補正予算額																														
国庫支出金	8,756	総務費	4,350																														
県支出金	60,369	民生費	37,500																														
繰入金	△5,006	衛生費	25,569																														
諸収入	3,300																																
合 計	67,419	合 計	67,419																														

4 債務負担行為

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
次期焼却施設等整備事業	令和6年度	2,984,000

## 補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算	補正予算額	63,069 千円
(1) 医療提供体制・感染症拡大防止対策の充実	補正予算額	63,069 千円
<p>・衛生管理体制確保支援事業費</p> <p>介護施設等に対して、生活空間等の区分けを行うゾーニング環境等の整備に必要な経費を補助する。</p> <p>&lt;補助メニュー&gt;</p> <p>①ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング (補助上限額：1,000 千円/箇所)</p> <p>②従来型個室・多床室のゾーニング (補助上限額：6,000 千円/箇所)</p> <p>③2 方向から出入りできる家族面会室の設置 (補助上限額：3,500 千円/施設)</p> <p>・感染症対策事業費</p> <p>症状が改善したものの、引き続き医療支援が必要な高齢者等について、新型コロナウイルス感染症専用病床からの転院を促進するため、受入先の医療機関等へ協力金を支給する。(支給額：100 千円/人)</p> <p>また、新規感染者数の増に対応するため、人材派遣を活用し保健所の人員体制を強化する。</p> <p>派遣人数：保健師等 6 名 (自宅療養者等に対する健康相談や疫学調査等)</p>		
○ その他の補正予算	補正予算額	4,350 千円
(1) 尼子騒兵衛作品等資料収集・調査・活用事業費	補正予算額	4,350 千円
文化芸術による地方創生等を目的とした補助金の内示等に伴い、尼子騒兵衛展実行委員会に対する負担金を増額する。		
○ 債務負担行為		
(1) 次期焼却施設等整備事業	債務負担行為	2,984,000 千円
次期焼却施設整備に係る一連工事のうち、クリーンセンター第 3 工場の解体及び跡地整備について、債務負担行為を設定する。		

## 費目別事業概要

総務費	4,350 千円
尼子騒兵衛作品等資料収集・調査・活用事業費	4,350 千円
文化芸術による地方創生等を目的とした補助金の内示等に伴い、尼子騒兵衛展実行委員会に対する負担金を増額する。	

**民生費** **37,500 千円**

**衛生管理体制確保支援事業費** **37,500 千円**

介護施設等に対して、生活空間等の区分けを行うゾーニング環境等の整備に必要な経費を補助する。

**衛生費** **25,569 千円**

**感染症対策事業費** **25,569 千円**

引き続き医療支援が必要な高齢者等について、新型コロナウイルス感染症専用病床からの転院を促進するため、受入先の医療機関等へ協力金を支給する。また、新規感染者数の増に対応するため、人材派遣を活用し保健所の人員体制を強化する。

&lt;令和3年5月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第54号	所 管	立花地域課
件 名	尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由  現在、複合施設新築工事を進めている尼崎市立立花南生涯学習プラザについて、工事完了後の移転に合わせて、位置及び使用料の変更を行うもの。</p> <p>2 改正内容  (1) 位置  「尼崎市大西町1丁目14番5号」から「尼崎市栗山町2丁目25番28号」に改める。  (2) 使用料  既に複合施設として供用を開始している他の生涯学習プラザの使用料を参考に移転後の立花南生涯学習プラザの使用料を設定する。</p> <p>3 施行期日  令和4年4月1日</p>					

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例

改正後					現 行							
(名称及び位置) 第3条 プラザの名称及び位置は、次表のとおりとする。					(名称及び位置) 第3条 プラザの名称及び位置は、次表のとおりとする。							
名称		位置			名称		位置					
尼崎市立立花南生涯学習プラザ		尼崎市栗山町2丁目 25番28号			尼崎市立立花南生涯学習プラザ		尼崎市大西町1丁目 14番5号					
別表					別表							
区分		使用料			区分		使用料					
		午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで			午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで			
尼崎市立立花南生涯学習プラザ	ホール	11,300 円	15,000 円	22,600 円	尼崎市立立花南生涯学習プラザ	ホール	9,000 円	11,900 円	18,000 円			
	大会議室	全面使用	3,100 円	4,200 円		6,200 円	大会議室	教室	800 円	1,100 円	1,600 円	
		3分の2面使用	2,100 円	2,800 円		4,200 円		大会議室	全面使用	2,500 円	3,400 円	5,000 円
		3分の1面使用	1,000 円	1,400 円		2,000 円			3分の1面使用	900 円	1,200 円	1,700 円
	小会議室	全面使用	1,500 円	2,100 円		3,100 円	小会議室	全面使用	1,200 円	1,600 円	2,400 円	
		2分の1面使用	750 円	1,000 円		1,500 円						

	用									
	学習室	900 円	<u>1,200</u> 円	<u>1,800</u> 円		大 広 間	全 面 使 用	<u>4,100</u> 円	<u>5,400</u> 円	<u>8,200</u> 円
	和室	900 円	<u>1,200</u> 円	<u>1,800</u> 円			2 分 の 1 面 使 用	<u>2,100</u> 円	<u>2,700</u> 円	<u>4,100</u> 円
	実習室	<u>1,800</u> 円	<u>2,500</u> 円	<u>3,700</u> 円			茶室	<u>1,000</u> 円	<u>1,200</u> 円	<u>1,900</u> 円
	音楽室	<u>1,600</u> 円	<u>2,100</u> 円	<u>3,200</u> 円			料理教室	<u>1,200</u> 円	<u>1,600</u> 円	<u>2,400</u> 円



&lt;令和3年5月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第55号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の制定内容等に準じた規定の整備を行うもの。				
2	主な改正内容 (1) 住宅ローン控除の適用期間を13年間とする特例措置について、入居期限を1年延長し、令和4年12月31日までに入居したもの（所得税において同特例措置の対象となるものに限る。）を個人市民税における同特例措置の対象とし、さらに、延長した1年については、合計所得金額1,000万円以下の者に対して、対象となる住居の床面積要件を現行の50㎡以上から40㎡以上に緩和する。 (2) 改正予定の特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の規定により認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき、浸水の防止を図るために取得する雨水貯留浸透施設（償却資産）に係る固定資産税について、課税標準を価格に3分の1を乗じて得た額とする特例措置を令和6年3月31日まで講ずる。 (3) 営業用乗用車及び軽貨物車に係る軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）（排出ガス性能及び燃費性能が優れたものについて、軽自動車税種別割を1年度分（初回車両番号指定の翌年度分）軽減するもの。）について、次の改正を行う。 ア 令和3年3月31日までとなっていた適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までとする。 イ 営業用乗用車については、燃費基準の切り替え（令和2年度基準⇒令和12年度基準）を行う。 ウ 軽貨物車については、対象の縮小（ガソリン車を対象から除外し、電気自動車及び天然ガス自動車のみを対象とする。）を行う。 (4) その他 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の延長等の所要の改正を行う。				
3	施行期日 公布の日 ただし、2(2)は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日				

尼崎市市税条例（第1条関係）

改正後	現行
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第18条 略</p> <p>(2) 障害者(法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、未成年者、寡婦(同項第11号に規定する寡婦をいう。以下同じ。)<u>又はひとり親(同項第12号に規定するひとり親をいう。以下同じ。)</u>(これらの者の前年(当該年度の初日の属する年の前年をいう。次項、次款(第27条の3第2項を除く。)、第4款及び附則において同じ。)の合計所得金額(法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が法第295条第1項第2号に規定する額を超える場合を除く。)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の2</p> <p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書(以下この条において「<u>扶養親族申告書</u>」という。)がその提出の際に経過すべき給与支払者に受理されたときは、<u>当該扶養親族申告書</u>は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、<u>扶養親族申告書の提出の際に経過すべき給与支払者が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)</u>による<u>扶養親族申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていることその他の令で定める要件を満たす場合には</u>、省令で定めるところにより、<u>扶養親族申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、扶養親族申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第18条 略</p> <p>(2) 障害者(法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、未成年者、寡婦(同項第11号に規定する寡婦をいう。以下同じ。)<u>又はひとり親(同項第12号に規定するひとり親をいう。以下同じ。)</u>(これらの者の前年(当該年度の初日の属する年の前年をいう。次項、次款(第27条の3第2項を除く。)、第4款及び附則(<u>第31項を除く。</u>)において同じ。)の合計所得金額(法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が法第295条第1項第2号に規定する額を超える場合を除く。)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の2</p> <p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経過すべき給与支払者に受理されたときは、<u>その申告書は</u>、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、<u>第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経過すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には</u>、省令で定めるところにより、<u>当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)</u>により提供することができる。</p>

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「がその提出」とあるのは「に記載すべき事項の提供」と、「に受理された」とあるのは「が当該事項の提供を受けた」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第27条の3

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書(以下この条において「扶養親族申告書」という。)がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、当該扶養親族申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、扶養親族申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による扶養親族申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の令で定める要件を満たす場合には、省令で定めるところにより、扶養親族申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、扶養親族申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「がその提出」とあるのは「に記載すべき事項の提供」と、「に受理された」とあるのは「が当該事項の提供を受けた」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(特別徴収税額)

第35条の7 略

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この款において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第27条の3

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(特別徴収税額)

第35条の7 略

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条、次条第2項及び第35条の9第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支

支払うべきことが確定した他の退職手当等  
ですでに支払がされたもの（次号及び次条第  
1項において「支払済みの他の退職手当等」  
という。）がない旨の記載がある場合 その  
支払う退職手当等の金額について第35条  
の2及び第35条の3の規定を適用して計  
算した税額

（退職所得申告書）

第35条の8 退職手当等の支払を受ける者で  
その退職手当等の支払を受けるべき日の属す  
る年の1月1日現在において市内に住所を有  
するものは、その支払を受ける時まで、省令  
で定めるところにより、法第328条の7第1  
項各号に掲げる事項を記載した申告書を、その  
退職手当等の支払をする者を経由して、市長に  
提出しなければならない。この場合において、  
支払済みの他の退職手当等がある旨を記載し  
た申告書を提出するときは、当該申告書に当該  
支払済みの他の退職手当等につき法第328  
条の14の規定により交付される特別徴収票  
を添付しなければならない。

3 退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申  
告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支  
払をする者が電磁的方法による退職所得申告  
書に記載すべき事項の提供を適正に受けるこ  
とができる措置を講じていることその他の令  
で定める要件を満たす場合には、省令で定め  
るところにより、退職所得申告書の提出に代え  
て、当該退職手当等の支払をする者に対し、退  
職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法  
により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における前条、  
第1項後段及び第2項の規定の適用について  
は、同項中「がその提出」とあるのは「に記載  
すべき事項の提供」と、「に受理された」とあ  
るのは「が当該事項の提供を受けた」と、「受  
理された時」とあるのは「提供を受けた時」と

払うべきことが確定した年において支払う  
べきことが確定した他の退職手当等です  
でに支払がされたもの（次号及び次条第1項に  
おいて「支払済みの他の退職手当等」とい  
う。）がない旨の記載がある場合 その支払  
う退職手当等の金額について第35条の2  
及び第35条の3の規定を適用して計算し  
た税額

（退職所得申告書）

第35条の8 退職手当等の支払を受ける者で  
その退職手当等の支払を受けるべき日の属す  
る年の1月1日現在において市内に住所を有  
するものは、その支払を受ける時まで、省令  
で定める申告書を、その退職手当等の支払をす  
る者を経由して、市長に提出しなければならない。  
この場合において、支払済みの他の退職手  
当等がある旨を記載した申告書を提出する  
ときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手  
当等につき法第328条の14の規定により  
交付される特別徴収票を添付しなければならない。

するほか、必要な読替えは、市長が別に定める。

附 則

(固定資産税等の課税標準等の特例)

10 略

(削る)

- (3) 法附則第15条第16項本文 5分の3
- (4) 法附則第15条第16項ただし書 2分の1
- (5) 法附則第15条第23項 2分の1
- (6) 法附則第15条第24項第1号 3分の2
- (7) 法附則第15条第24項第2号 2分の1
- (8) 法附則第15条第24項第3号 2分の1
- (9) 法附則第15条第25項第1号 3分の2
- (10) 法附則第15条第25項第2号 2分の1
- (11) 法附則第15条第27項第1号 3分の2
- (12) 法附則第15条第27項第2号 4分の3
- (13) 法附則第15条第27項第3号 2分の1
- (14) 法附則第15条第30項 3分の2
- (15) 法附則第15条第34項 2分の1
- (16) 法附則第15条第35項 3分の2

(削る)

- (17) 法附則第15条第42項 3分の2

(18) 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

38 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から附則第45項までにおいて「初回車両番号指定」という。)

附 則

(固定資産税等の課税標準等の特例)

10 略

- (3) 法附則第15条第8項 4分の3

- (4) 法附則第15条第19項本文 5分の3

- (5) 法附則第15条第19項ただし書 2分の1

- (6) 法附則第15条第26項 2分の1

- (7) 法附則第15条第27項第1号 3分の2

- (8) 法附則第15条第27項第2号 2分の1

- (9) 法附則第15条第27項第3号 2分の1

- (10) 法附則第15条第28項第1号 3分の2

- (11) 法附則第15条第28項第2号 2分の1

- (12) 法附則第15条第30項第1号 3分の2

- (13) 法附則第15条第30項第2号 4分の3

- (14) 法附則第15条第30項第3号 2分の1

- (15) 法附則第15条第34項 3分の2

- (16) 法附則第15条第38項 2分の1

- (17) 法附則第15条第39項 3分の2

- (18) 法附則第15条第41項 0

- (19) 法附則第15条第47項 3分の2

(20) 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

38 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から附則第42項までにおいて「初回車両番号指定」という。)

を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

39 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第2項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

40 3輪以上のガソリン軽自動車（法附則第30条第3項に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。）で同条第3項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、~~令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

41 3輪以上のガソリン軽自動車~~で法附則第30条第4項に掲げるもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、

を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

39 3輪以上の軽自動車~~で法附則第30条第2項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、~~当該軽自動車~~が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には~~令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車~~が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には~~令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

40 3輪以上のガソリン軽自動車（法附則第30条第3項に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。）で同条第3項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には~~令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車~~が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には~~令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

41 3輪以上のガソリン軽自動車~~で法附則第30条第4項に掲げるもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、~~当該ガソリン軽自動車~~が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に~~

令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 2 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第2項各号に掲げるもの（自家用の乗用のものに限る。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第39項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 3 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第2項各号に掲げるもの（自家用の乗用のものを除く。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第39項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 4 3輪以上のガソリン軽自動車（法附則第30条第7項に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月

は令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 2 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第2項各号に掲げるもののうち、自家用の乗用のものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第39項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第40項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

45 3輪以上のガソリン軽自動車（法附則第30条第8項に規定するガソリン軽自動車をいい、前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

46～51 略

52 附則第50項の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第3項の申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項に規定する確定申告書を含む。）に附則第50項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

53 平成30年度から令和9年度までの各年

43～48 略

49 附則第47項の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第3項の申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項に規定する確定申告書を含む。）に附則第47項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

50 平成30年度から令和4年度までの各年

度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において法附則第4条の4第3項に規定する取組を行ったときにおける第21条の規定による控除については、当該所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（同号に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

#### 54・55 略

（耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

56 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。以下この項から附則第62項までにおいて同じ。）が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準（法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。以下この項から附則第62項までにおいて同じ。）に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

#### 57～59 略

60 附則第58項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。

#### 61～64 略

度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において法附則第4条の4第3項に規定する取組を行ったときにおける第21条の規定による控除については、当該所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（同号に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

#### 51・52 略

（耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

53 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。以下この項並びに附則第55項及び第58項において同じ。）が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準（法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第58項において同じ。）に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

#### 54～56 略

57 附則第55項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。

#### 58～61 略

<p><u>6 5</u> 附則第6 3項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。</p>	<p><u>6 2</u> 附則第6 0項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。</p>
<p><u>6 6・6 7</u> 略</p>	<p><u>6 3・6 4</u> 略</p>
<p><u>6 8</u> 附則第6 6項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。</p>	<p><u>6 5</u> 附則第6 3項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。</p>
<p><u>6 9・7 0</u> 略</p>	<p><u>6 6・6 7</u> 略</p>
<p><u>7 1</u> 附則第6 9項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。</p>	<p><u>6 8</u> 附則第6 6項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。</p>
<p><u>7 2～7 8</u> 略</p>	<p><u>6 9～7 5</u> 略</p>
<p><u>7 9</u> 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第2 2項の規定の適用については、同項中「令和1 5年度」とあるのは「令和1 7年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>	
<p><u>8 0</u> 略</p>	<p><u>7 6</u> 略</p>

尼崎市市税条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第18条</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者（法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。）及び扶養親族（同項第9号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）<u>(年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第1号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において（公的年金等という。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第18条</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者（法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。）及び扶養親族（同項第9号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）<u>の数</u>に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において（公的年金等という。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（<u>控除対象扶養親族（法第314条の2第1項第1号に規定する控除対象扶養親族をいう。）を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書</p>

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第33条の3 給与所得に係る個人の市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において前条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者とする。この場合において、市長は、給与所得に係る特別徴収税額(法第321条の4第1項に規定する給与所得に係る特別徴収税額をいう。以下この節において同じ。)を特別徴収の方法によって徴収する旨(以下この条において「通知事項」という。)を、当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知するものとする。

7 市長は、第1項又は第5項の特別徴収義務者(第29条第1項の給与支払報告書に記載すべき事項を同条第5項(第1号に係る部分に限る。)の規定により提供した者及び同条第1項の規定による給与支払報告書の提出を法第747条の2第1項の規定により行った者に限る。以下この条において「特定特別徴収義務者」という。)が第1項後段(前項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第1項において同じ。)の規定により当該特定特別徴収義務者に通知すべき通知事項について電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした場合は、第1項後段の規定による通知に代えて、当該通知事項を、省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に提供しなければならない。

8 市長は、特定特別徴収義務者(第1項後段の規定により当該特定特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知すべき通知事項を電磁的

を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第33条の3 給与所得に係る個人の市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において前条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者とする。この場合において、市長は、給与所得に係る特別徴収税額(法第321条の4第1項に規定する給与所得に係る特別徴収税額をいう。以下この節において同じ。)を特別徴収の方法によって徴収する旨(第7項から第9項までにおいて「通知事項」という。)を、当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知するものとする。

7 市長は、第1項又は第5項の特別徴収義務者の同意がある場合は、第1項後段(前項において準用する場合を含む。次項及び次条第1項において同じ。)の規定による通知に代えて、通知事項を、省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により当該特別徴収義務者に提供することができる。

方法により納税義務者に提供する体制が整備されている者に限る。)が当該通知事項について電磁的方法により送信を受けることを希望する旨の申出をした場合には、同項後段の規定による通知に代えて、当該通知事項を、省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に送信し、これを經由して当該納税義務者に提供しなければならない。

9 前項の場合において、同項の通知事項の送信を受けた特定特別徴収義務者は、当該通知事項を電磁的方法（これにより難いと認められる納税義務者に対しては、省令で定める方法）により納税義務者に提供するものとする。

1 0 第7項又は第8項の規定により行われた通知事項の提供については、第1項後段の規定による通知があったものとみなして、次条第1項及び第33条の5第1項の規定を適用する。

1 1 第7項の規定により行われた通知事項の提供及び第8項の規定により行われた通知事項の送信は、機構電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、市長が省令で定める方法により通知した当該記録に関する事項がこれらの規定に規定する特定特別徴収義務者に到達した時に当該特定特別徴収義務者に到達したものとみなす。

(給与所得に係る特別徴収税額の変更)

第33条の5

2 第33条の3第7項から第11項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、同条第7項及び第8項中「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、同条第9項中「前項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する前項」と、「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、同条第10項中「第7項又は第8

8 前項の規定により行われた通知事項の提供については、第1項後段の規定による通知があったものとみなして、次条第1項及び第33条の5第1項の規定を適用する。

9 第7項の規定により行われた通知事項の提供は、機構電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、市長が省令で定める方法により通知した当該記録に関する事項が同項に規定する特別徴収義務者に到達した時に当該特別徴収義務者に到達したものとみなす。

(給与所得に係る特別徴収税額の変更)

第33条の5

2 第33条の3第7項から第9項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、同条第7項中「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、同条第8項中「前項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する前項」と、「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、「次条第1項及び第33条の5第1項」とある

項とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する前項」と、「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、「次条第1項及び第33条の5第1項」とあるのは「第33条の5第3項」と、同条第11項中「第7項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する第7項」と、「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、「第8項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する第8項」と読み替えるものとする。

附 則

(固定資産税等の課税標準等の特例)

10 略

(18) 法附則第15条第46項 3分の1

(19) 略

(削る)

のは「第33条の5第3項」と、同条第9項中「第7項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する第7項」と、「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と読み替えるものとする。

附 則

(固定資産税等の課税標準等の特例)

10 略

(18) 略

(法附則第64条の条例で定める割合)

80 法附則第64条の条例で定める割合は、0とする。

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年尼崎市条例第34号）（第3条関係）

改正後	現 行
<p>第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第13条第1項各号列記以外の部分中「、第4項若しくは第6項」を「若しくは第4項」に、「第33条の8第8項」を「第33条の8第6項」に、「、第4項又は第6項」を「又は第4項」に改め、同項第2号及び第3号中「、第4項又は第6項」を「又は第4項」に改め、同項第4号中「第33条の8第8項」を「第33条の8第6項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改める。</p> <p>第17条第5項中「第33条の8第19項から第21項」を「第33条の8第17項から第19項」に改める。</p> <p>第33条の7第1項第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項第2号中「又は同条第3項の規定によって納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日から6月」を「当該法人の同項」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第4項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間、同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第5項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「の規定によって申告納付するものにあつては同項」及び「、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削り、同項を同条第8項とする。</p> <p>第33条の7の2第1項中「又は個別帰属法人税額（同項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下この款において同じ。）」を削り、「事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。第5項において同じ。）分又は当該連結事業</p>	<p>第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第13条第1項各号列記以外の部分中「、第4項若しくは第6項」を「若しくは第4項」に、「第33条の8第8項」を「第33条の8第6項」に、「、第4項又は第6項」を「又は第4項」に改め、同項第2号及び第3号中「、第4項又は第6項」を「又は第4項」に改め、同項第4号中「第33条の8第8項」を「第33条の8第6項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改める。</p> <p>第17条第5項中「第33条の8第19項から第21項」を「第33条の8第17項から第19項」に改める。</p> <p>第33条の7第1項第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項第2号中「又は同条第3項の規定によって納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日から6月」を「当該法人の同項」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第4項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間、同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第5項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「の規定によって申告納付するものにあつては同項」及び「、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削り、同項を同条第8項とする。</p> <p>第33条の7の2第1項中「又は個別帰属法人税額（同項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下この款において同じ。）」を削り、「事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。第5項において同じ。）分又は当該連結事業</p>

年度分」を「事業年度分」に改め、同条第2項中「の規定により申告納付すべき法人にあつては同項」及び「、同条第4項の規定により申告納付すべき法人にあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は同条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」及び「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同条第5項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は当該連結事業年度」を削り、「6月を経過した日」を「次条第1項に規定する6月経過日」に改め、「又は前連結事業年度」を削る。

第33条の8第1項中「あり、かつ」を「ある法人で」に、「(連結事業年度に該当する期間を除く。)の開始」を「開始」に、「6月」を「6月経過日(当該事業年度(当該法人が同法第2条第12号の7に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。)の事業年度)開始の日以後6月を経過した日をいう。)の前日まで」に、「有する法人」を「有するもの」に、「前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)」を「前事業年度」に改め、「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額」を削り、「第18項」を「第16項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法人税法第71条第1項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人(同項第1号に掲げる金額(同条第2項又は第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)が10万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。)で、当該事業年度(新たに設立された法人のうち適格合併

年度分」を「事業年度分」に改め、同条第2項中「の規定により申告納付すべき法人にあつては同項」及び「、同条第4項の規定により申告納付すべき法人にあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は同条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」及び「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同条第5項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は当該連結事業年度」を削り、「6月を経過した日」を「次条第1項に規定する6月経過日」に改め、「又は前連結事業年度」を削る。

第33条の8第1項中「あり、かつ」を「ある法人で」に、「(連結事業年度に該当する期間を除く。)の開始」を「開始」に、「6月」を「6月経過日(当該事業年度(当該法人が同法第2条第12号の7に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。)の事業年度)開始の日以後6月を経過した日をいう。)の前日まで」に、「有する法人」を「有するもの」に、「前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)」を「前事業年度」に改め、「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額」を削り、「第18項」を「第16項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法人税法第71条第1項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人(同項第1号に掲げる金額(同条第2項又は第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)が10万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。)で、当該事業年度(新たに設立された法人のうち適格合併

(同法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。)により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第64条の9第1項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度(以下この項において「通算親法人事業年度」という。)開始の日以後6月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。)開始の日から6月経過日(当該通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日をいう。以下この項及び第16項において同じ。)の前日までの期間中において市内に事務所、事業所又は寮等を有するものは、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が6月を超え、かつ、6月経過日において当該通算親法人との間に同法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係がある場合には、6月経過日から2月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額(第33条の10第1項において「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。)、均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の市民税の申告書」という。)を市長に提出し、及びその申告した市民税額を納付しなければならない。この場合において、当該法人が、法人の市民税の申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、第16項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があったものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。第33条の8第3項及び第4項を削り、同条第

(同法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。)により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第64条の9第1項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度(以下この項において「通算親法人事業年度」という。)開始の日以後6月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。)開始の日から6月経過日(当該通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日をいう。以下この項及び第16項において同じ。)の前日までの期間中において市内に事務所、事業所又は寮等を有するものは、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が6月を超え、かつ、6月経過日において当該通算親法人との間に同法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係がある場合には、6月経過日から2月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額(第33条の10第1項において「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。)、均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の市民税の申告書」という。)を市長に提出し、及びその申告した市民税額を納付しなければならない。この場合において、当該法人が、法人の市民税の申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、第16項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があったものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。第33条の8第3項及び第4項を削り、同条第

5項中「) 若しくは」を「) 又は」に改め、「又は同法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)」を削り、「当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度」の次に「又は中間期間」を加え、「含む。）」又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む)を「いう。)(同法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除く)」に改め、「又は当該連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「前項、第8項又は第9項」を「第6項又は第7項」に、「第321条の8第12項各号」を「第321条の8第23項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「第33条の7第3項第4号」を「第33条の7第3項第3号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「、第4項」を削り、「第9項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「、第6項」を削り、同項を同条第6項とし、同条第9項中「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、「(当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この款において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更生若しくは決定の通知を受けたこと)」を削り、「よつて」を「より」に改め、「若しくは連結法人税額」を削り、同項を同条第7項とし、同条第10項中「法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人(法第292条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下この款において同じ。))」に、「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第81条の15

5項中「) 若しくは」を「) 又は」に改め、「又は同法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)」を削り、「当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度」の次に「又は中間期間」を加え、「含む。）」又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む)を「いう。)(同法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除く)」に改め、「又は当該連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「前項、第8項又は第9項」を「第6項又は第7項」に、「第321条の8第12項各号」を「第321条の8第23項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「第33条の7第3項第4号」を「第33条の7第3項第3号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「、第4項」を削り、「第9項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「、第6項」を削り、同項を同条第6項とし、同条第9項中「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、「(当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この款において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更生若しくは決定の通知を受けたこと)」を削り、「よつて」を「より」に改め、「若しくは連結法人税額」を削り、同項を同条第7項とし、同条第10項中「法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人(法第292条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下この款において同じ。))」に、「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第81条の15

第1項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同条第3項の控除の限度額で令で定めるもの」を削り、「第53条第26項」を「第53条第38項」に改め、「第4項」を削り、同項を同条第8項とし、同条第11項中「又は同法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」及び「又は当該各連結事業年度」を削り、「とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併」を「(法第321条の8第5項に規定する合併法人をいう。以下この条において同じ。)とする適格合併に係る被合併法人（同項に規定する被合併法人をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併」に改め、「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第13項」を「第11項」に、「第14項又は第17項」を「第12項又は第15項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「第10項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第15項」を「第13項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項及び第13項」に、「第17項」を「第15項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「又は連結事業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「の法人」に改め、「又は当該5年を経過する日の属する連結事業年度の」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「第17項」を「第15項」に、「第11項」を「第9項」に改め、同項第4号中「普通法人又は」を「法人税法第2条第9号に規定する普通法人又は同条第7号に規定する」に、「法人税法第2条第6号」を「同条第6号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「第17項」を「第15項」に、「第11項」を「第9項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第16項を

第1項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同条第3項の控除の限度額で令で定めるもの」を削り、「第53条第26項」を「第53条第38項」に改め、「第4項」を削り、同項を同条第8項とし、同条第11項中「又は同法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」及び「又は当該各連結事業年度」を削り、「とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併」を「(法第321条の8第5項に規定する合併法人をいう。以下この条において同じ。)とする適格合併に係る被合併法人（同項に規定する被合併法人をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併」に改め、「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第13項」を「第11項」に、「第14項又は第17項」を「第12項又は第15項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「第10項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第15項」を「第13項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項及び第13項」に、「第17項」を「第15項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「又は連結事業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「の法人」に改め、「又は当該5年を経過する日の属する連結事業年度の」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「第17項」を「第15項」に、「第11項」を「第9項」に改め、同項第4号中「普通法人又は」を「法人税法第2条第9号に規定する普通法人又は同条第7号に規定する」に、「法人税法第2条第6号」を「同条第6号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「第17項」を「第15項」に、「第11項」を「第9項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第16項を

第14項とし、第17項を第15項とし、同条第18項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「6月」を「6月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「第321条の8第43項」を「第321条の8第61項」に改め、「(法第292条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。)」を削り、「、第4項又は第6項から第9項」を「又は第4項から第7項」に、「第21項」を「第19項」に、「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項を同条第18項とし、同条第21項中「第19項」を「第17項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項中「第19項」を「第17項」に、「第321条の8第46項後段」を「第321条の8第64項後段」に改め、同項を同条第20項とし、同条第23項中「、第6項若しくは第9項」を「若しくは第7項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第24項中「第22項」を「第20項」に、「第19項」を「第17項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「第22項前段」を「第20項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第19項」を「第17項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「第22項後段」を「第20項後段」に、「第24項」を「第22項」に、「第75条の4第3項」を「第75条の5第3項」に改め、「(同法第81条の24の3第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を削り、「第321条の8第46項後段」を「第321条の8第64項後段」に、「第19項」を「第17項」に改め、同項ただし書中「同条第46項後段」を「同条第64項後段」に改め、同項を同条第24項とする。

第33条の10第1項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に、「、法人税に関する法律の規定によって」を「、法人税に関する法律の規定により」に改め、「若しくは

第14項とし、第17項を第15項とし、同条第18項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「6月」を「6月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「第321条の8第43項」を「第321条の8第53項」に改め、「(法第292条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。)」を削り、「、第4項又は第6項から第9項」を「又は第4項から第7項」に、「第21項」を「第19項」に、「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項を同条第18項とし、同条第21項中「第19項」を「第17項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項中「第19項」を「第17項」に、「第321条の8第46項後段」を「第321条の8第56項後段」に改め、同項を同条第20項とし、同条第23項中「、第6項若しくは第9項」を「若しくは第7項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第24項中「第22項」を「第20項」に、「第19項」を「第17項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「第22項前段」を「第20項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第19項」を「第17項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「第22項後段」を「第20項後段」に、「第24項」を「第22項」に、「第75条の4第3項」を「第75条の5第3項」に改め、「(同法第81条の24の3第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を削り、「第321条の8第46項後段」を「第321条の8第56項後段」に、「第19項」を「第17項」に改め、同項ただし書中「同条第46項後段」を「同条第56項後段」に改め、同項を同条第24項とする。

第33条の10第1項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に、「、法人税に関する法律の規定によって」を「、法人税に関する法律の規定により」に改め、「若しくは

法人税に関する法律の規定によって申告し、修正申告し、更生され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額（以下この条において「確定個別帰属法人税額」という。）を削り、「予定申告に係る連結法人の法人税割額」を「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」に、「確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額」を「法第321条の14の規定により確定法人税額」に、「又は」を「又は」に改め、同条第2項中「、第4項又は第6項」を「又は第4項」に改め、「又は確定個別帰属法人税額」を削り、同条第3項中「若しくは個別帰属法人税額」及び「若しくは確定個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第4項中「前各項」の前に「市長は、」を加え、「よって」を「より」に、「においては」を「には」に、「これ」を「、これ」に改める。

第33条の12第1項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第2項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下この項及び次項において「算定期間」という。）」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「案分して」を「按分して」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「算定期間の中途」の前に「法人税額の課税標準の」を加え、同項第3号中「算定期間中」の前に「法人税額の課税標準の」を加える。

第33条の13第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第71条第3項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

#### 附 則

附則第25項中「第8項又は第9項」を「第6項又は第7項」に、「から、法附則第8条の2の2第7項、第8項及び第12項並びに同条第14

法人税に関する法律の規定によって申告し、修正申告し、更生され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額（以下この条において「確定個別帰属法人税額」という。）を削り、「予定申告に係る連結法人の法人税割額」を「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」に、「確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額」を「法第321条の14の規定により確定法人税額」に、「又は」を「又は」に改め、同条第2項中「、第4項又は第6項」を「又は第4項」に改め、「又は確定個別帰属法人税額」を削り、同条第3項中「若しくは個別帰属法人税額」及び「若しくは確定個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第4項中「前各項」の前に「市長は、」を加え、「よって」を「より」に、「においては」を「には」に、「これ」を「、これ」に改める。

第33条の12第1項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第2項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下この項及び次項において「算定期間」という。）」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「案分して」を「按分して」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「算定期間の中途」の前に「法人税額の課税標準の」を加え、同項第3号中「算定期間中」の前に「法人税額の課税標準の」を加える。

第33条の13第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第71条第3項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

#### 附 則

附則第25項中「第8項又は第9項」を「第6項又は第7項」に、「附則第8条の2の2第7項、第8項及び第12項並びに同条第14項」を「附

<p>項」を「(法附則第8条の2の2第4項本文に規定する法人税割額をいう。) から、同項から同条第6項まで及び同条第8項」に、「同条第7項」を「同条第4項」に改め、附則第26項を次のように改める。</p> <p>26 削除</p>	<p>則第8条の2の2第4項から第6項まで及び同条第8項」に、「同条第7項」を「同条第4項」に改め、附則第26項を次のように改める。</p> <p>26 削除</p>
---	---

&lt;令和3年5月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第56号	所 管	道路課
件 名	尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第12号)が施行されたことに伴い、条例で引用している省令の名称が変更されたため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める第5条の規定中、引用する省令の名称について、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例

改正後	現 行
<p>(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)</p> <p>第5条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項の条例で定める基準(以下「移動等円滑化基準」という。)は、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u>(平成18年国土交通省令第116号)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。以下「省令基準」という。)のとおりとする。</p>	<p>(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)</p> <p>第5条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項の条例で定める基準(以下「移動等円滑化基準」という。)は、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u>(平成18年国土交通省令第116号)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。以下「省令基準」という。)のとおりとする。</p>

&lt;令和3年5月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第57号	所 管	福祉課
件 名	権利の放棄について(災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利)				
内 容					
1 権利の内容					
<p>阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の借受人のうち、当該借受人が死亡し、その相続人が償還免除要件を満たしているものの連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権</p> <p>(1) 当該災害援護資金に係る貸付金の元金</p> <p>(2) 元金に係る利子</p>					
2 相手方及び放棄する債権額					
(単位：円)					
No.	相手方	放棄額		合計	
		元金	利子		
1	██████████	431,860	8,990	440,850	
2	██████████	495,755	19,057	514,812	
3	██████████	720,572	45,619	766,191	
4	██████████████████	246,500	5,010	251,510	
5	██████████	330,165	7,215	337,380	
6	██████████	1,323,075	79,485	1,402,560	
合計		3,547,927	165,376	3,713,303	
3 放棄の理由					
<p>本件に係る権利を議会の議決を経て放棄した後、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、借受人に対して有する災害援護資金の償還を免除することで、当該償還を免除した金額に相当する額の兵庫県からの貸付金の償還が免除されるため。</p>					



&lt;令和3年5月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第58号	所 管	住宅整備担当
件 名	事業契約の変更について（市営武庫3住宅第2期（宮ノ北住宅）建替事業）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>宮ノ北住宅建替事業の第3次工区の解体工事に先立ち、アスベスト含有材使用状況調査を実施したところ、内装の下地調整塗材等の一部にアスベストが含まれていることを確認した。そのため、当該一部のアスベストに係る除去工事の増工をする必要が生じたことにより、事業契約の変更を行うもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社トータルサプライ、株式会社市浦ハウジング&amp;プランニング大阪支店、株式会社三弘建築事務所、株式会社アクロスコーポレーションを構成企業とするグループ</p> <p>代表企業 尼崎市玄番南之町4番地</p> <p>株式会社柄谷工務店</p> <p>代表取締役 柄谷 順一郎</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 10,142,259,600円</p> <p>変更後 10,245,923,600円</p> <p>増 額 103,664,000円</p> <p>〔※ 金額は消費税等相当額8%（増額分については10%）を含む。ただし、入居者移転支援業務に係る経費に一部消費税等対象外経費あり。〕</p>				
4	<p>契約期間</p> <p>変更前 平成28年10月11日から令和4年5月31日まで</p> <p>変更後 平成28年10月11日から令和4年8月31日まで</p> <p>延 長 92日間</p>				

